

# 会費処理規則

第1条 この規則は、一般社団法人 北海道ファシリティマネジメント協会  
定款第7条に基づく入会金及び会費について必要事項を定めることを  
目的とする。

(会費規定)

第2条 会員は、定款第7条に定める会費を毎年3月末までに一括納入、または  
3月末及び9月末までに分割納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第3条 本協会の会費は次のとおりとする。

(1) 入会金		10,000円
(2) 年会費	会員	60,000円
	役員	
	会長	180,000円
	副会長	180,000円
	専務理事	180,000円
	常務理事	130,000円
	理事	100,000円
監事	80,000円	

1. 新たに会員となったものは、定款第6条第2項の通知が  
あってから1ヶ月以内に、定款第7条に定める入会金及び  
会費を納入しなければならない。

(年度途中入会の際の会費納入)

2. 年度途中入会会員は、定款第6条第2項に定める理事会承認の  
日により、以下の会費を納入しなければならない。

入会承認の日	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	(4・5・6月)	(7・8・9月)	(10・11・12月)	(1・2・3月)
会員	60,000円	45,000円	30,000円	15,000円
法人・団体				

3. 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会の関係者及び  
本協会の事業に関する有識者等が会長の推薦により会員になる場合  
には、理事会の議決を得て、入会金および会費を免除することが  
できる。

(他団体との相互入会)

第4条 本協会が加入している他の団体が、本協会に加入する場合は、理事会の  
議決を得て、入会金および会費を免除することができる。

(規則の変更)

第5条 当協会の変更は総会において議決する。

附則

この規定は、	平成16年	5月19日より施行する。
	平成18年	3月22日より変更する。
	平成25年	4月1日より変更する。
	平成26年	7月1日より変更する。
	平成29年	12月11日より変更する。
	平成31年	4月1日より変更する。